

# 監 査 報 告 書

学校法人 実学舎  
理事会および評議員会 御中

令和 2 年 6 月 26 日

私たちは、学校法人実学舎の監事として、私立学校法第37条3項の規定に基づき、本法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産の状況、ならびに業務の状況について監査を行いました。

監査の結果、会計書類は学校法人実学舎の令和2年3月31日現在の財産の状況を適正に示しており、また、業務の状況は、法令、寄附行為に基づいて適正に行われていることを認めましたのでご報告いたします。

監事

荒井 久雄



監事

友光 道義

